

障害者移動支援事業 ガイドライン

利用の申請について

- 身体障害のある方・知的障害のある方・障害者手帳をお持ちでない方（児童）

障害者福祉課（区役所3階）

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

障害者相談係（身体障害のある方） 電話：03-5608-6165～6

障害者相談係（知的障害のある方） 電話：03-5608-1304

事業者係（障害者手帳をお持ちでない方（児童）） 電話：03-5608-6164

- 精神障害又は発達障害のある方

健康推進課 電話：03-3622-9152

〒130-8628

東京都墨田区横川五丁目7番4号（すみだ保健子育て総合センター2階）

事業の内容について

- 身体障害のある方・知的障害のある方・障害者手帳をお持ちでない方（児童）

障害者福祉課事業者係 電話：03-5608-6164

- 精神障害又は発達障害のある方

保健予防課保健予防係 電話：03-5608-6506

【もくじ】

1. 概要	1
2. 目的	1
3. 対象者	1
4. 利用期間及び更新申請	2
5. 利用申請から利用開始までの流れ	2
6. 派遣の対象となる外出	3
7. 派遣の対象とならない外出	4
8. 移動支援事業の利用形態(個別支援型とグループ支援型)	5
9. 移動の方法	6
10. 移動支援事業における利用時間の制限	7
11. 利用時間数等の支給について区が決定する事項	8
12. 変更又は利用辞退の手続き	9
13. 利用者の自己負担額	10
14. 外出に係る費用の負担	11
15. 利用区分(身体介護を伴う・伴わない)の判断基準	13
16. 移動支援者(ヘルパー)の選定	14
17. 区が行う調査等	14
18. 不正利用等の徴収等	14
19. 利用の取消等	14
20. 補 則	15

21. Q & A	16
移動支援の対象	16
外出の内容	18
利用の方法・ルール	21
ヘルパーの派遣	22
利用料等の支払い	24
その他	25
[別紙1]利用時間単価表	26
[別紙2]移動支援者の資格要件	28

1 概要

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）には、国や都が主体的に行う「障害福祉サービス」と区市町村がその地域の特性を生かして行う「地域生活支援事業」があります。移動支援事業は「地域生活支援事業」の1つです。

2 目的

障害児又は障害者（以下「障害(児)者」という。）が、外出が困難な場合に、外出時の移動を支援する人（以下「ヘルパー」という。）を派遣することにより、障害(児)者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とします。

3 対象者

墨田区内に住所を有し、自宅等で生活する障害(児)者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する人のうち、外出することが困難な人（未就学児童は保護者同伴に限ります。）

ただし、重度訪問介護、行動援護又は重度障害者等包括支援を利用している人は除きます。（Q8参照）また、他区市町村の援護を受けている人（居住地特例）も除きます。

- (1) 身体障害者手帳を有する人で、視覚障害又は肢体不自由の程度が1級又は2級の人（Q4参照）ただし、視覚障害のある人は、同行援護サービスで対象とならない外出についてのみ、移動支援事業の対象となります。
- (2) 愛の手帳又は療育手帳を有する人
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を有する人又は精神障害を支給事由とする年金を受けている人
- (4) その他区長が必要であると認めた人
 - ・各種障害手帳は取得していないが、特別支援学校・特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室に通学している児童（対象となる外出は、原則として学校・学童クラブ・放課後等デイサービス事業所への送迎に限ります。）
 - ・発達障害の診断を受けている人
 - ・対象者の(1)から(3)のいずれかに該当し、区外の施設等に入所している人で、墨田区が援護を行っている人（居住地特例）

「外出することが困難な人」とは・・・

- ・ 1人で安全に外出することが困難な人を指します。
- ・ 移動はできても、障害のために買い物で金銭の支払いができない・買った商品を運べない等、外出の目的を果たせない場合も含みます。

「居住地特例」とは・・・

- ・ 高齢者施設や障害者施設に入所・入居するために別の区市町村へ転出した場合、施設所在地（転入先）の区市町村ではなく、転出前の区市町村が引き続き介護保険や障害福祉サービス等の支給決定者や実施主体となる制度です。

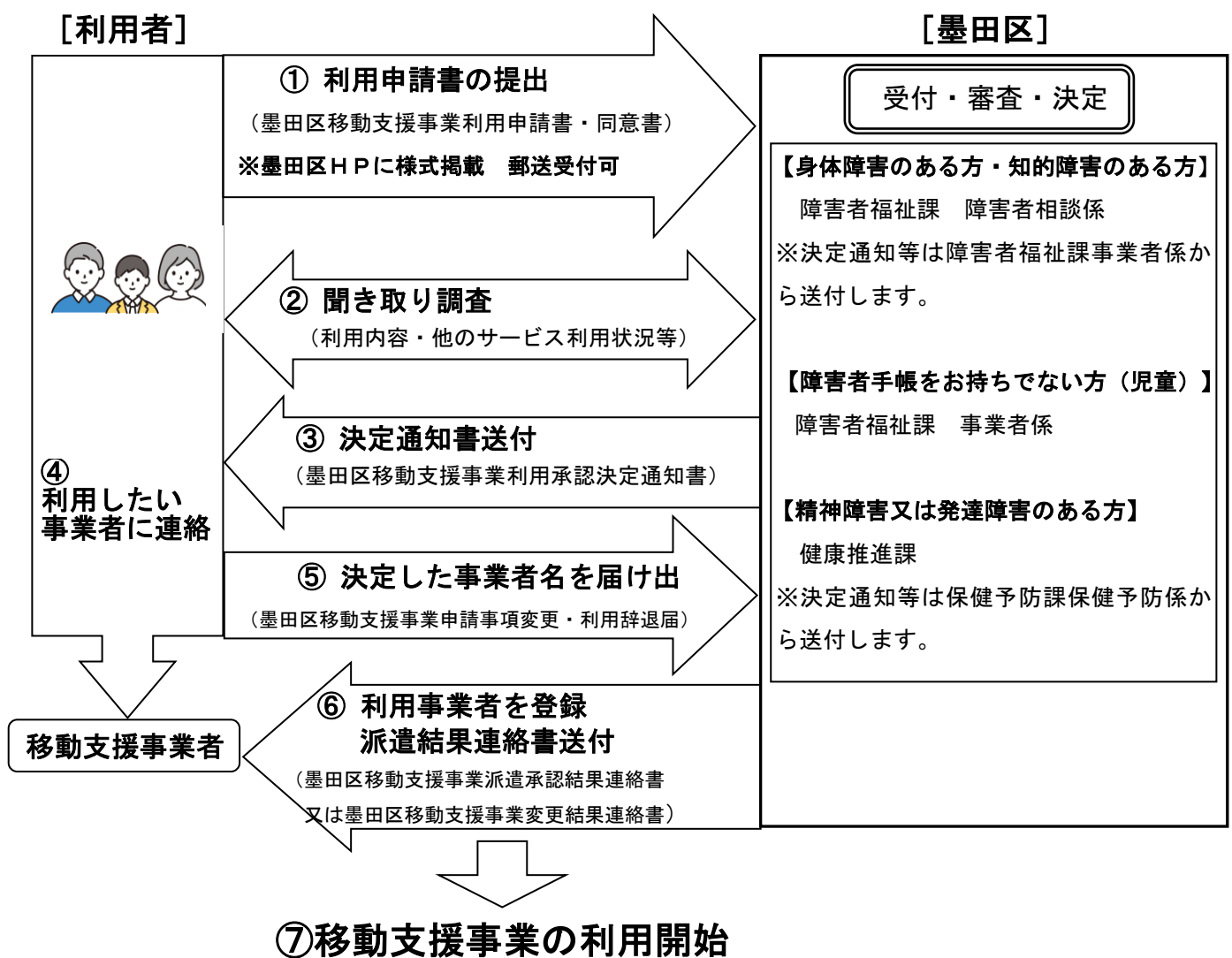
「同行援護サービス」とは・・・

- ・ 視覚障害のある人が外出する際、同行し、外出先において必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を行うサービスです。
- ・ 視覚障害のある人の外出支援については、原則同行援護を利用します。ただし、通年かつ長期にわたる外出については、同行援護の対象とならないため、移動支援事業を利用します。

4 利用期間及び更新申請

- (1) 移動支援事業の利用期間は誕生日が属する月の末日（1日生まれの場合は誕生日が属する月の前月末日）までとなり、毎年誕生月に更新手続きを行います。
- (2) 誕生月の約1ヶ月前に更新申請の書類をお送りしますので、更新を希望される場合は、更新申請手続きを行ってください。更新を希望されない場合や利用期間中に移動支援事業の利用を終了する場合は、その旨を担当課にご連絡ください。

5 利用申請から利用開始までの流れ



6 派遣の対象となる外出

次の(1)～(5)のいずれかに該当する外出となります。

※ 次の(1)～(5)に該当する外出であっても、派遣が認められない場合があります。
「7 派遣の対象とならない外出」を必ずご確認ください。

(1) 公的機関(区役所や官公署)、金融機関等での各種手続きを行うための外出

(2) 社会生活上必要な外出

- ① 今後の生活に必要な手続きで目的達成後に継続性のないもの
 - ・学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続き、会社の説明会などです。
- ② 各種団体の行事等
 - ・官公庁や障害者団体が行うイベント、各種大会への参加などです。
- ③ 地域生活に欠かせないと判断できるもの
 - ・地域の町会、自治会、婦人会、こども会の行事や祭りへの参加などです。
- ④ 社会生活一般の付き合いの範疇に入るもの
 - ・冠婚葬祭、一般的に行われる祭事等(初詣・お宮まいり・法事・クリスマス等)として共通の認識で行われるものなどです。
- ⑤ 短期入所における施設への送迎
 - ・緊急性があり、家族等介護者の不在や送迎ができない事情がある場合に限り利用できます。
 - ・送迎の出発地及び到着地は問いません。施設、学校等から入所先への送迎にも利用できます。
- ⑥ 就労を目指して行う実習や通勤に慣れるまでの送迎
 - ・通勤の場合には、期間を限定しての利用となります。

(3) 余暇活動、文化活動等への外出

- ① 自己啓発や教養を高めるもの
 - ・自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とする講演会、博覧会や文化教養講座等への参加などです。
- ② 健康維持、増進等を図るもの
 - ・身体を動かすことを目的とするトレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することなどです。定期的な利用もできますが、施設内利用中の支援については、更衣・トイレ等の支援を除き認められません。(Q15参照)
- ③ 生活の内容、充実、向上を高めるもの
 - ・外食、レジャー、レクリエーション、散歩、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサートなどです。
- ④ 個人の嗜好による買い物及び生活のための日常必要な買い物
 - ・衣類、雑貨、本、CD等の買い物や食料品等の日常不可欠な買い物などです。

※ ④に該当する外出であっても、生活のための食材料等の購入で、利用者は同行せず、ヘルパーが単独で買い物に行く場合は、障害福祉サービスの居宅介護（家事援助）を利用します。

（４）特別支援学校、特別支援学級等（普通級含む）、学童クラブ、放課後等デイサービス事業所又は福祉作業所などの通所施設への送迎

保護者・家族等介護者の送迎が、就労等の理由により困難な場合に限り利用できません。

福祉作業所などの通所施設への送迎の場合は、施設の送迎サービスの利用や単独通所が原則であるため、障害の状況等により、施設の送迎サービスの利用や単独通所が困難である場合に限り利用できます。

（５）その他区長が特に必要と認めるもの

① 公の職務の執行

- ・裁判員、検察審査会等への召集に応じたの出席
- ・官公庁等からの委嘱を受けた委員等の会議への参加等

② 選挙の投票

障害支援区分の判定がされていない人のみ移動支援事業の対象となります。障害支援区分の判定がされている人は、障害福祉サービスの居宅介護（通院等介助）等を利用します。

7 派遣の対象とならない外出

上記に該当する場合であっても、次の場合は派遣の対象となりません。

（１）外出の内容・目的により対象にならない場合

ア 宿泊を伴う場合

- ・宿泊を伴う場合など、日をまたがったの利用は認められません。

イ 病院への通院

- ・急な病気やケガのため、居宅介護（通院等介助）や介護保険制度の利用手続きが間に合わない場合、またはこれらの制度が利用できない場合のみ、例外的に利用が認められます。

ウ 危険を伴うスポーツ活動を行う場合

- ・海水浴、登山等は危険を伴うスポーツ活動とみなし、利用が認められません。

エ 営利を伴う場合

- ・外出の目的が販売等の経済活動である場合は、利用が認められません。
- ・講演会等への参加は、利用者自らが謝礼金を受け取る場合は経済活動に係る外出とみなし、利用が認められません。

オ 政治活動又は宗教活動を伴う場合

- ・利用者自らが政治活動や選挙運動を行う場合は基本的には利用が認められませんが、選挙演説等に参加する場合の送迎への利用は認められます。
- ・布教活動や勧誘等の活動を行う場合は利用が認められませんが、個人の信仰による

寺社等の参拝は利用が認められます。

カ その他社会通念上、この事業の対象とすることが適当でない認められる場合

・パチンコ、マージャン、キャバレー等の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号」に該当する営業を行う場所等への外出は認められません。

(2) 他に支援制度（障害福祉サービス・介護保険サービス等）がある場合

利用者が、法令に基づく他のサービス制度（障害福祉サービス・介護保険サービス等）にも該当する場合、他のサービスが支援対象とする外出については、利用が認められません。

ただし、他のサービス制度の利用手続きが間に合わない等、緊急一時的な場合のみ、例外的に利用が認められます。

《障害福祉サービス》

居宅介護（通院等介助）等の例

- ・ 医療機関への通院、通院先等での受診等の手続き
- ・ 選挙の投票
- ・ 官公署への移動等の介助、官公署での公的手続き
- ・ 区役所・相談支援事業所等での障害福祉サービス利用の相談・手続き
- ・ 区役所・相談支援事業所等での相談の結果、見学のため紹介された障害福祉サービス事業所を訪れる場合

《介護保険サービス》

訪問介護等の例

上記の居宅介護と同様の内容のほか、以下の外出も対象となる場合があります。利用者が必要とする外出について制度の対象になるか、個々に確認が必要です。

- ・ 日常生活上必要となる買い物
- ・ 散歩（ケアマネジメントに基づき自立支援・日常生活活動の向上の観点から実施し、利用者の自立した生活の支援になると認められる場合）

（国会質問に対する答弁 訪問介護における散歩について（H20年12月2日付答弁書第91号（内閣参質170第91号））

(3) 利用者が1人で安全に外出することができる場合

1人で安全に外出することができる場合は、利用が認められません。具体的には、利用者の状況と外出の行先・内容により判断します。（Q1参照）

8 移動支援事業の利用形態（個別支援型とグループ支援型）

(1) 個別支援型

ヘルパー1人に対して、利用者が1人

(2) グループ支援型

ア 要件

グループ支援は、以下のすべてにあてはまる場合に利用することができます。

- ① 特別支援学校、特別支援学級等、学童クラブ又は福祉作業所などの通所施設への送迎に利用
- ② 全員の出発地又は目的地のいずれかが同一（例 A学校⇒各自宅）
- ③ 従事するヘルパー全員が、すべての利用者のヘルパーの資格要件に該当

イ 利用者とヘルパーの比率

- A) ヘルパー1人に対して利用者2人まで
- B) ヘルパー2人に対して利用者5人まで

ウ 手続き

グループ支援を行う場合は、事前に利用者から区に対して申請が必要です。区は、内容審査後、グループ支援を行う旨決定し、利用者及び事業者に通知します。

(3) 二人介護について

個別支援型は1対1対応が基本ですが、以下により、利用者1人にヘルパーを2人（別々の事業者からでも可）派遣することができます。

ア 要件

利用者の障害状況や体格等から、ヘルパー1人では安全な移動が確保できないと認められる場合

イ 手続き

二人介護を行う場合は、事前に利用者から区に対して申請が必要です。区は、内容審査後、二人介護を行う旨決定し、利用者及び事業者に通知します。

9 移動の方法

- (1) 移動は原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車）等を利用して行います。
- (2) 利用者が調達するタクシー・介護タクシー、ハンディキャブ貸出車等の移動手段も利用できます。
- (3) 移動支援事業者が所持する介護タクシー等の利用も認めます。その場合、以下の内容での利用となります。

ア ヘルパーとは別に運転手を確保する場合

利用者が、乗車中に常時支援が必要な場合は、乗車中の時間も移動支援の対象として算定することができます。

イ ヘルパーが運転手を兼ねる場合（個別支援型に限る。）

利用者が、乗車中に常時支援を必要としない場合は、ヘルパー自らが運転する車を移動手段として利用できます。その場合、運転中の時間は常時支援が行える状態にないため、移動支援の対象として算定することができません。サービス提供時間から運転中の時間を除いて算定してください。

※ 介護タクシー等を利用した場合の交通費は、利用者が全額負担します。区へは請求できませんので、ご注意ください。

※ 移動支援事業者が所持する介護タクシー等により支援を行う場合は、道路運送法による許可が必要です。事前に許可証の写しを区へ提出してください。

10 移動支援事業における利用時間の制限

(1) 利用時間数は、1回30分単位です。

ただし、30分以上の利用時間については15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとして算定します。

(2) 1か月あたりの利用時間数は、下表の区分に応じた時間数を上限として必要と認められる時間数となります。

《基準上限》

対象要件	月の上限時間数
身体障害者手帳（視覚障害の程度が1級又は2級の人）	54時間 (同行援護の時間数と合わせて)
身体障害者手帳（肢体不自由の程度が1級又は2級の人） 愛の手帳又は療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 精神障害を支給事由とする年金を受けている人 特別支援学校・特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室在籍者 発達障害の診断を受けている人	20時間
上記の区分にかかわらず、グループホーム利用中の人	15時間

(3) 障害の状況、世帯の状況、緊急性等を勘案し、上記(2)の上限時間数では臨時的に外出に要する時間数に不足が生じると認められる場合は、下表の区分に応じた時間数を上限として必要と認められる時間数とすることができます。

《基準上限を超える場合》

区分	項目	対象要件	月の上限時間数	期間	備考
送迎	通所	以下全てを満たす場合 ・福祉作業所などの通所施設への通所者 ・障害状況等から送迎を必要とする ・世帯状況等の理由から保護者・家族等介助者の送迎ができない範囲が基準上限では不足が生じる	23時間	12月の範囲	①通所は本来、施設の送迎サービス利用又は単独通所が原則 ②実際の経路・方法により算出した時間が左記上限では不足が生じる場合 54時間
	特別支援学校・特別支援学級等へ通学・学童クラブ等へ通所	以下全てを満たす場合 ・特別支援学校・特別支援学級等へ通学（小学校から高等学校まで）又は学童クラブ等へ通所する児童 ・障害状況等から送迎を必要とする ・世帯状況等の理由から保護者・家族等介助者の送迎ができない範囲が基準上限では不足が生じる	25時間	12月の範囲	実際の経路・方法により算出した時間が左記上限では不足が生じる場合 54時間

長期休 休 対 応	夏休み	通学(小学校から高等学校まで)する児童で、休み期間中の外出支援が基準上限では不足が生じる場合	54 時間	2月 の範囲	7～8月
	冬・春休み	同上	40 時間	2月 の範囲	冬休み12～1月 春休み3～4月
特 例	世帯状況・ 障害状況等	障害状況、世帯の状況、緊急性等の理由から、基準上限では必要な支援が不足する場合 ※原則、余暇に係る外出を除く	40 時間	12月 の範囲	
	緊急性	他の制度の活用が困難で、虐待や急な状況の変化等の理由から、緊急的な対応のために必要な支援が40時間では不足する場合	54 時間	6月 の範囲	
	その他	他の制度の活用が困難で、障害状況、世帯の状況等の理由から、必要な支援が40時間では不足する場合			

11 利用時間数等の支給について区が決定する事項

(1) 利用承認決定

利用者から提出された墨田区移動支援事業利用申請書と聞き取り調査した内容を審査し、以下の決定を行います。

- ① 利用時間数・利用区分(身体介護を伴う・伴わない)・利用内容(外出の種類)・利用有効期間
- ② 負担上限月額・負担割合
- ③ 二人介護、グループ支援、期間限定等の特別な決定

※ 決定後、利用者へ「墨田区移動支援事業利用承認決定通知書」を送付します。

また、利用事業者の登録がある場合には、事業者へ「墨田区移動支援事業派遣承認結果連絡書」を送付します。

(2) その他の取扱い

裁判員候補者及び裁判員又は補充裁判員に選任された場合、以下の特例が適用されます。ただし、この適用を受けるためには、通常の利用申請とは別に、改めて申請が必要になります。

- ① 「10 移動支援事業における利用時間の制限」に定める利用時間数と別に、必要と認められる時間数を決定します。
- ② 「13 利用者の自己負担額」の規定にかかわらず、利用料の負担はありません。(交通費等の実費を除く。)
- ③ 裁判員等で利用を希望する場合は、選任された旨の公文書の写しを添付して、申請してください。

※ 自宅等と目的地の往復が原則対象となります。一連の外出中に他の目的(本目的と直接関連のない買い物など)が含まれる場合、他の目的に関する部分は対象外です。

12 変更又は利用辞退の手続き

申請事項（氏名・住所等）に変更が生じた場合、利用承認決定を受けた内容（時間数等）の変更を希望する場合、利用を辞退したい場合は、手続きが必要になります。下記の区分に応じ、利用者は必要な書類を提出してください。なお、基準上限を超える利用時間数変更の場合は手続きが異なりますので、事前に担当課にご相談ください。

《変更内容ごとの必要書類》

区分	変更の内容	提出書類	提出後の区の取扱い
申請事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名・住所・連絡先 ・保護者名・続柄 ・通学又は通所先 ・申請者氏名及び続柄 ・対象要件 ・事業者 ・事業者ごとの割り振り時間数 	墨田区移動支援事業申請事項変更・利用辞退届	① 障害の程度変更等により移動支援事業の対象者でなくなった場合→内容確認し、利用者へ「墨田区移動支援事業支給決定取消通知書」を送付。利用事業者登録がある場合には、事業者へ「墨田区移動支援事業支給決定取消連絡書」を送付。 ② その他の場合→利用事業者登録がある場合には、事業者へ「墨田区移動支援事業変更結果連絡書」を送付。
利用承認決定内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 ・利用内容（外出の種類） ・利用区分（身体介護を伴う・伴わない） ・負担上限月額 ・二人介護の認定 ・グループ支援の認定 	墨田区移動支援事業変更申請書	申請内容を審査し、認められた場合は、決定後に利用者へ「墨田区移動支援事業変更承認通知書」を送付。利用事業者登録がある場合には、事業者へ「墨田区移動支援事業変更結果連絡書」を送付。
利用の辞退		墨田区移動支援事業申請事項変更・利用辞退届	利用者へ「墨田区移動支援事業支給決定取消通知書」を送付。利用事業者登録がある場合には、事業者へ「墨田区移動支援事業支給決定取消連絡書」を送付。

《変更内容の適用日及び書類提出期限》

変更の内容	適用日	書類提出期限
利用区分（身体介護を伴う・伴わない） 負担上限月額	変更申請があった月の翌月初日から	適用希望日の属する月の前月末日
上記以外	変更申請・届出があった月の初日から	適用希望日の属する月の末日

13 利用者の自己負担額

課税世帯(一般1・一般2)の人は、利用単価表(別紙1)に基づき利用時間に応じて計算された費用額の10%(1円未満切り捨て)を事業者に支払います。

ただし、負担上限月額(交通費や入場料等の実費負担額は除く。)を超えての自己負担はありません。

他の障害福祉サービスを利用したことにより、月の自己負担額が世帯の負担上限月額を超えた場合は、申請に基づいて償還します。(高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費、高額障害者地域生活支援給付費)

所得を判断する際の世帯の範囲	① 利用者が18歳以上の場合：障害のある人とその配偶者 ② 利用者が18歳未満の場合：保護者の属する住民基本台帳での世帯
障害者と障害児の範囲	① 障害者：利用者が18歳以上 ② 障害児：利用者が18歳未満

【障害者】

区分	世帯の所得状況	負担上限月額	(注1)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象です。 (注2) 年間所得が概ね600万円以下の世帯が対象です。
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付者	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 ※所得割16万円(注2)未満	9,300円	
一般2	上記以外	37,200円	

【障害児】

区分	世帯の所得状況	負担上限月額	(注)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	年間所得が概ね890万円以下の世帯が対象です。
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付者	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 ※所得割28万円(注)未満	4,600円	
一般2	上記以外	37,200円	

※ 毎年6月に実施される住民税の確定に伴う所得状況の見直しにより、7月から負担上限月額に変更が生じる場合があります。また、世帯の範囲や所得状況の変化により、負担上限月額に変更が生じる場合があります。

14 外出に係る費用の負担

外出時の交通費、入場料等はヘルパーの分も含めて利用者の実費負担となります。
ただし、食事代については利用者、ヘルパー各自で負担となります。

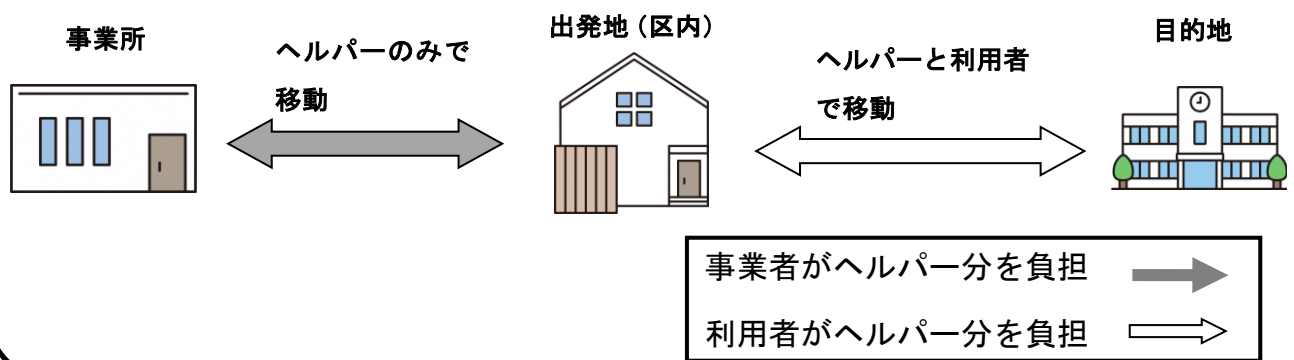
【ヘルパーの交通費の負担について】

① 区内から出発する場合

《行き・帰りを支援するとき》

ヘルパーが事業所から出発地（区内）まで往復する分の交通費は、事業者の負担となります。

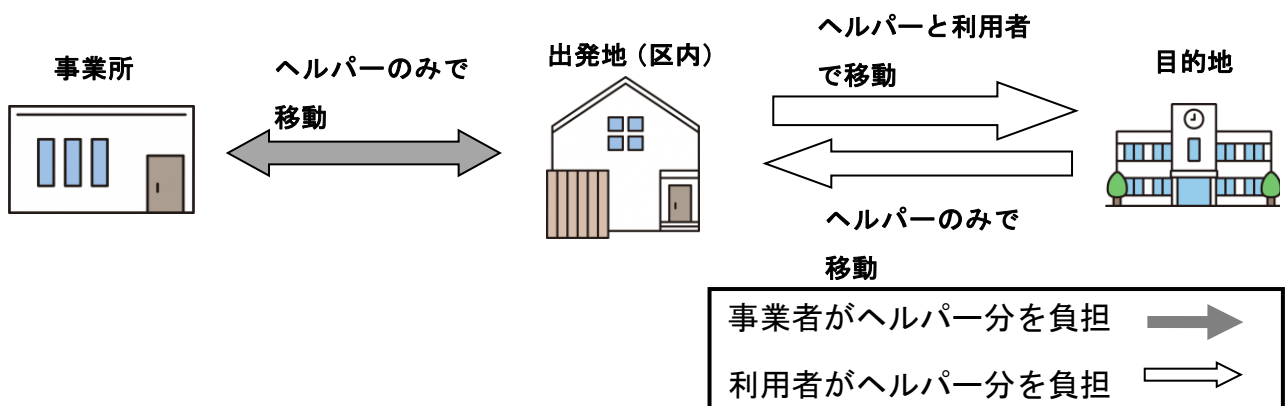
利用者とヘルパーが出発地（区内）から目的地まで往復する分の交通費は、利用者の実費負担となります。



《行きのみ支援するとき》

ヘルパーが事業所から出発地（区内）まで往復する分の交通費は、事業者の負担となります。

利用者とヘルパーが出発地（区内）から目的地まで行く分と、ヘルパーが利用者を目的地に送った後に1人で出発地に帰る分の交通費は利用者の実費負担となります。

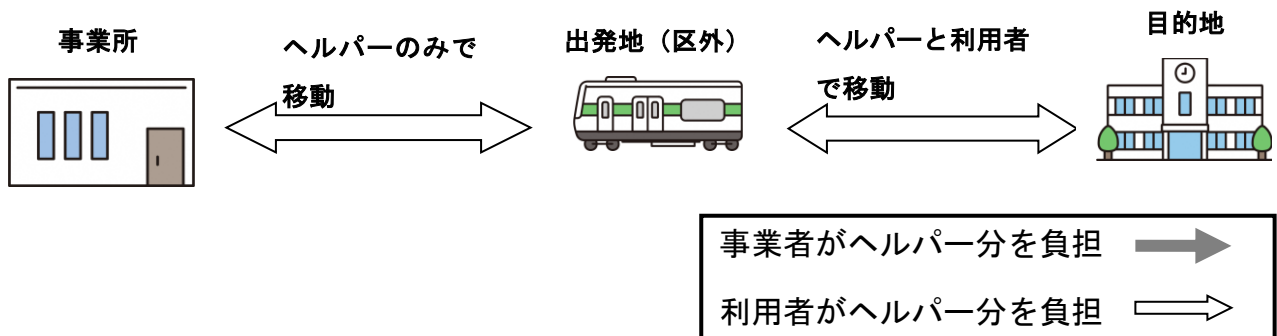


② 区外から出発する場合

《区外の出発地に帰るとき》

ヘルパーが事業所から出発地（区外）まで往復する分の交通費は利用者の実費負担となります。

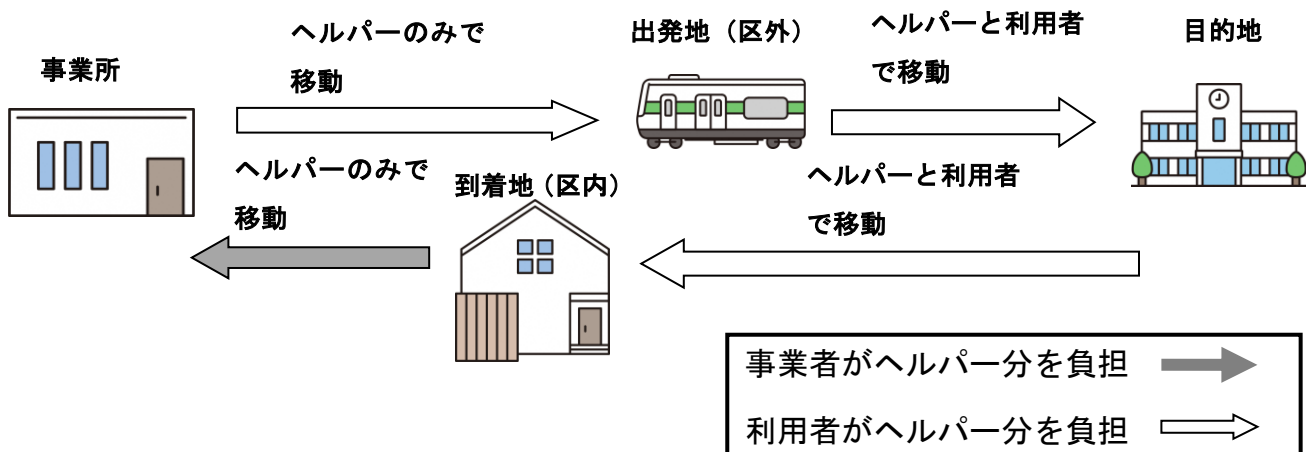
利用者とヘルパーが出発地（区外）から目的地まで往復する分の交通費は、出発地が区内の場合と同様に利用者の実費負担となります。



《目的地を経由して区内に帰るとき》

ヘルパーが事業所から出発地（区外）まで行く分の交通費は、利用者の実費負担となります。利用者とヘルパーが出発地（区外）から目的地まで往復する分の交通費は、利用者の実費負担となります。

ただし、到着地が区内の場合は、ヘルパーが到着地から事務所に帰るまでの交通費は、事業者の負担となります。



15 利用区分（身体介護を伴う・伴わない）の判断基準

申請時に区職員が、心身の状況について聞き取り調査を行います。この中で次の表に基づき、身体介護を伴う又は伴わないの判断を行います。

身体介護を伴うと判断されたときは、身体介護に対応できるヘルパーの派遣を行うとともに、利用単価表においても身体介護を伴う場合の利用単価が適用されます。

次の表において、各項目のポイント（【 】内の数値）の合計が9ポイントに達した場合には、身体介護を伴うものとします。

《計算例》

この例の場合、○を付けた項目の【 】内の合計が11ポイントとなるため、「身体介護を伴う」と判断されます。

項目	状況		
① 歩行	できる【0】	体を支える・促す・声かけなど歩行時に一部介助が必要【3】	全介助【9】
② 排尿	トイレまで行けば自分でできる【0】	下着の上げ下げや清拭・後始末等、部分的に介助が必要【2】	全介助【6】
③ 移乗	エスカレーターや電車等乗り降りが一人でできる【0】	一人での乗り降りに不安があり一部介助が必要【1】	全介助【3】
④ 移動	慣れた場所ならば、一人で行くことができる【0】	一人で行くことはできず、声掛けや一部介助が必要【1】	困難【3】
⑤ 意思の伝達	思っていることを人に伝えることができる【0】	慣れた人へのみ伝達ができるなど十分伝えることができない【1】	意思伝達が困難【3】
⑥ 指示の理解	相手の言っていることがおおむね理解できる【0】	日常的な事柄の指示でも理解できたりできなかったりする【1】	困難【3】
⑦ 飛び出し・多動・こだわり・固まり等	ない【0】	ときどきある月1回以上【3】	ある 週1回以上【9】
⑧ 自傷・他害行為	ない【0】	ときどきある月1回以上【3】	ある 週1回以上【9】

※ 申請時以降、心身の状況が変化した場合には、その都度見直しを行いますので、担当課にお申し出ください。

※ 歩行ができないため車いすでの移動を主に行う人で、自走が可能な人は、①「歩行」は「一部介助が必要【3】」に該当します。

16 移動支援者（ヘルパー）の選定

移動支援事業者が、利用者にヘルパーを派遣する場合、ヘルパーは利用者ごとに定められた資格を有している必要があります。資格要件の一覧表は、別紙2のとおりです。

※ 移動支援事業者は、ヘルパーの持つ資格を一覧にした従事者名簿を区に提出します。

17 区が行う調査等

区は、移動支援事業の実施に当たり必要があると認められるときは、以下の調査・確認を行うことができます。

(1) 利用者等

利用者、保護者又はその世帯員等に対し、質問を行い、報告や文書の提出を命じる
こと等

(2) 移動支援事業者等

- ① 移動支援事業者又はヘルパーに対し、質問を行い、報告や帳簿書類の提出を命じる
こと等
- ② 移動支援事業者に関係する場所へ立ち入り、設備・帳簿書類を検査すること等

18 不正利用等の徴収等

(1) 利用者

区は、利用者が偽りやその他不正な行為によって、移動支援を受けたときは、移動支援に要したサービス費に相当する金額の全額又は一部の徴収を行うことができます。

(2) 移動支援事業者

区は、移動支援事業者が偽りやその他不正な行為によって、移動支援を提供し、又は費用の支払を受けたときは、移動支援事業者へ支払った額の全額又は一部の返還請求を行うことができます。

19 利用の取消等

(1) 利用者

区は、以下のいずれかに該当するときは、移動支援事業の利用を取り消すことができます。

- ① 対象者の要件に該当しなくなったと認められるとき
- ② 利用者が、虚偽の申請等をしたとき
- ③ 利用者が、上記17(1)による区の調査等に応じないとき等
- ④ 利用者が、偽りその他不正な行為により移動支援を受けたとき

(2) 移動支援事業者

区は、以下のいずれかに該当する場合には、移動支援事業の協定を解除することができます。

- ① 費用の請求に関し不正があったとき
- ② 事業者が、上記17(2)による区の調査等に応じないとき等
- ③ 都道府県が、障害福祉サービスに関する指定を取り消したとき
- ④ 以上のほか、移動支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき

20 補 則

この障害者移動支援事業ガイドラインに定める内容については、諸般の状況変化が発生した場合は適宜変更します。

21 Q & A

移動支援の対象

Q1 移動支援の利用目的

利用者1人でも安全に外出をすることができますが、社会勉強として家族以外の人（ヘルパー）と外出させたいと考えています。移動支援を利用することができますか？

A1 移動支援は1人で安全に外出することが困難な障害（児）者に対する支援制度です。社会勉強は副次的な効果として良いことではありますが、支援の必要性がある外出でなければ、移動支援を利用することができません。

ただし、例えば自宅近隣であっても、体調が悪い場合や慣れない場所へ行く場合等、1人で安全に外出することが困難な場合は移動支援を利用することができます。

Q2 未就学児の利用

未就学児は保護者同伴となっていますが、どんな場合に移動支援を利用することができますか？

A2 例として次のような場合が考えられます。

- ・ 障害児以外に介助が必要な乳児等がいて、保護者と一緒に外出した場合、障害児の安全が確保できない場合等
- ・ 随時の医療的ケアが必要な障害児で、保護者が医療的ケアの対応をすると他の介助ができず安全が確保できない場合等

Q3 移動支援中の医療的ケア

外出中に医療的ケアが必要な障害（児）者が移動支援を利用したい場合、注意する点がありますか？

A3 事業者が支援中に医療的ケアを行うには、一定の要件※を満たし、かつ都道府県の確認を取る必要があります。詳しくは、事業者の所在する都道府県に直接お問い合わせください。

また、利用者は支援中に医療的ケアを希望する場合は、利用する事業者が医療的ケアの実施について認められていることを、必ず事前にご確認ください。

※介護職員等がたんの吸引等を行うためには、

- (1) 一定の研修（喀痰吸引等研修）を受け、たんの吸引等に関する知識や技能を修得
- (2) 都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける
- (3) 当該職員が所属している事業者が「登録特定行為事業者」として登録を行うことで初めてできるようになります。

Q4 移動支援を利用できる身体障害者

身体障害のある人で、移動支援を利用できる人を具体的に教えてください。

A4 対象者は、次のいずれかに該当する人となります。

- ・ 視覚障害の程度が、身体障害者手帳 1 級又は 2 級の人
- ・ 肢体不自由の程度が、身体障害者手帳 1 級又は 2 級の人

具体的には、次の例のとおりです。

〈例 1〉右半身麻痺で、下肢障害 4 級と上肢障害 3 級があり、総合級が 2 級の場合
→ 肢体不自由の程度が 2 級のため移動支援を利用することができます。

〈例 2〉下肢障害 4 級と腎臓機能障害 1 級があり、総合級が 2 級の場合
→ 総合級は 2 級ですが、肢体不自由の程度が 4 級のため移動支援を利用することができません。

Q5 内部障害者の利用

内部障害のある人は、移動支援を利用することができますか？

A5 利用できません。

Q6 視覚障害者の利用

視覚障害のある人は、どんな場合に移動支援を利用することができますか？

A6 視覚障害のある人の外出支援については、原則同行援護を利用します。ただし、通年かつ長期にわたる外出については、同行援護の対象とならないため、移動支援を利用します。

月の上限時間数は、54 時間ですが、同行援護の支給決定も受けている場合には、同行援護と移動支援の上限時間数を合算し、54 時間までとなります。

Q7 他の制度との関係 (1)

在宅で生活していますが、介護保険サービスと移動支援はどちらが優先になりますか？

A7 介護保険サービスが優先になります。介護保険サービス等、他のサービスが支援対象とする外出については、移動支援を利用することができません。

Q8 他の制度との関係 (2)

行動援護を利用している人は原則として移動支援を利用することはできませんが、例外はありますか？

A8 行動援護の支給決定を受けている人の外出支援については、原則行動援護を利用します。ただし、通年かつ長期にわたる外出については、行動援護の対象とならないため、他制度の活用が困難で、家族等介護者が介助できない場合には、移動支援を利用することができます。

Q9 入院・障害福祉サービス施設に入所中の人の利用

入院中や障害者施設に入所中の人は移動支援を利用することができますか？

A9 移動支援は、自宅等で生活をする障害(児)者を対象としています。したがって、入院中の人や障害福祉サービスによる施設入所中の人、原則として移動支援を利用することができません。ただし、入院(所)・退院(所)による自宅と施設間の送迎等について、他制度の活用が困難で、家族等介護者が介助できない場合には、移動支援を利用することができます。

Q10 介護保険施設に入所中の人の利用

介護保険施設に入所中の人は移動支援を利用することができますか？

A10 移動支援は、自宅等で生活をする障害(児)者を対象としています。したがって、介護保険サービスによる施設入所中の人、原則として移動支援を利用することができません。ただし、他制度の活用が困難で、家族等介護者が介助できない場合には、障害福祉サービスのグループホームの扱いに準じるものとして移動支援を利用することができます。

外出の内容**Q11 学童クラブ・通学の送迎**

学童クラブへの通所や通学のための送迎について、家族等介護者が仕事のため送迎ができない場合に移動支援を利用することができますか？

A11 保護者・家族等介護者の送迎が、就労等の理由により困難な場合に限り利用することができます。出張等により送迎ができなくなった等、緊急の場合だけでなく、就労や療養等により、通年かつ長期にわたり対応が困難な場合にも利用することができます。

Q12 学校行事等の送迎

施設や学校の行事に参加する場合の送迎に移動支援を利用することができますか？

A12 利用することができます。(移動支援事業者等が主催する行事についてはQ19参照)

Q13 学校行事等の行事中の付き添い

施設や学校の行事に参加する場合に、その行事中の付き添いに移動支援を利用することはできますか？

A13 行事の管理・責任の所在が施設や学校にある場合は、行事中の付き添いについては、移動支援を利用することができません。

Q14 家族会等の団体主催の行事中の付き添い

各種団体(家族会・保護者会・PTA等)が主催する行事に参加する場合に、その行事中の付き添いに移動支援を利用することはできますか？

A14 施設や学校とは別の団体が主催する行事への参加は、社会活動の一環として移動支援を利用することができます。ただし、ヘルパーが保護者の代わりとしてかかわることはできません。(移動支援事業者等が主催する行事についてはQ19参照)

Q15 プール内での利用

プールに行く場合、プール内利用中の支援についても移動支援を利用することはできますか？

A15 プールに行くまでの送迎には移動支援を利用することができます。ただし、プール内利用中の支援については、更衣・トイレ等の支援を除き認められません。

Q16 短期入所の送迎

日中一時支援・短期入所施設の利用にかかわる送迎に移動支援を利用することはできますか？

A16 家族等介護者が送迎できない場合に利用することができます。ただし、決定を受けた利用時間数の範囲内での利用となります。

Q17 経済的活動での利用

利用者自らの営利活動に伴う講演会の講師等として出席する場合に移動支援を利用することはできますか？

A17 営利活動の一環として行われる場合は移動支援を利用することはできません。また、講師謝礼を受け取るなどの利益が生じる場合も営利活動とみなされるため、利用することはできません。ただし、ボランティアとして講演会の講師を行う場合は利用することができます。

Q18 移動支援事業所を目的地とする外出

外出の目的地が移動支援事業所である場合に、移動支援を利用することはできますか？

A18 移動支援事業所を外出の目的地とし、利用者がその事業所で過ごすことや支援中に事業所に立ち寄ることについては、下記の場合を除き認められません。

〈例外として認められる場合〉

- ・他に方法が無く、やむを得ず排せつのために立ち寄った場合
この場合に事業所は、立ち寄りの理由をサービス提供の記録に明記してください。
- ・事業所所在地において行う他の生活介護等のサービスについて、見学、利用手続き又は通所送迎のための支援を行う場合

Q19 移動支援事業者等が主催する行事

移動支援事業者が主催するイベントに参加するために、移動支援を利用することはできますか？

A19 移動支援事業者が主催（発案・企画）するレクリエーションやイベント等の行事については、移動支援を利用することはできません。

ただし、他の法人の移動支援事業者が支援をすることはできます。なお、この場合であっても、イベント開催時間・活動時間中の介助について、主催者側で対応すべきものと判断される場合は、送迎のみの利用となります。

また、移動支援事業者に属するヘルパーが、事業者と別の活動として主催する行事についても、同様の取扱いとなります。ただしこの場合、当該活動に全く関与しない他のヘルパーが支援をすることはできます。

Q20 決定を受けた利用内容（外出の種類）以外での利用

決定を受けた利用内容（外出の種類）以外で利用することはできますか？

A20 利用内容が「6 派遣の対象となる外出」（P 3）に該当するものであれば、決定を受けた利用時間数の範囲内で利用することができます。ただし、「送迎支援に限る」等の決定を受けている場合には、決定を受けた利用内容以外での利用はできません。

Q21 病院への通院

病院への通院に移動支援を利用することはできませんが、例外はありますか？

A21 急な病気やケガのため、居宅介護（通院等介助）や介護保険制度の利用手続きが間に合わない場合、またはこれらの制度が利用できない場合のみ、例外的に利用が認められます。

Q22 他のサービス制度の院内介助部分

定期的な通院について、居宅介護（通院等介助）や介護保険制度で院内介助が認められない場合、移動支援で院内介助は認められますか？

A22 病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものになります。そのため、居宅介護（通院等介助）や介護保険等で院内介助が認められない場合であっても、定期的な通院の院内介助部分について移動支援を利用することはできません。

利用の方法・ルール

Q23 自宅外の待ち合わせ

自宅以外の場所で、ヘルパーと待ち合わせすることはできますか？

A23 移動支援では出発地を自宅に限定していません。現地での支援が必要な場合には、ヘルパーと待ち合わせて、移動支援を利用することができます。

ただし、区内から出発する場合と区外から出発する場合で、ヘルパーの交通費の負担について対応が異なります。「14 外出に係る費用の負担」（P 11）をご参照ください。

Q24 見守り

目的地でヘルパーが見守る時間は、利用時間数に含まれますか？

A24 見守りの内容や必要性により異なります。目的地において、常時支援ができる状態で見守る必要がある場合は、利用時間数に含まれます。単なる見学や待ち時間は、利用時間数に含まれません。

Q25 送迎時の散歩

通所施設等（出発地）からの帰り道に移動支援を利用して散歩等に行くことはできますか？

A25 できます。ただし、保護者等の了解を得たうえで、決定を受けた利用時間数の範囲内での利用となります。

Q26 長時間の利用

1日8時間以上利用することはできますか？

A26 利用することはできますが、宿泊を伴う利用はできません。
また、児童が8時間以上利用する場合には、事業者は墨田区移動支援事業活動記録簿に支援内容が分かるサービス提供の記録等の写しを添付して請求してください。

Q27 特別支援学校・学童クラブ等への送迎に必要な利用時間数について

家族等介護者が就労中のため、特別支援学校等への送迎に利用しますが、基準上限の20時間では足りません。利用時間数を増やすことはできますか？

A27 特別支援学校・学童クラブ等への送迎の利用で基準上限の20時間で不足する場合は、25時間を上限として必要と認められる時間数とすることができます。「10 移動支援事業における利用時間の制限（3）（P7）をご参照ください。また、不足する状況について担当課にご相談ください。

ヘルパーの派遣**Q28 複数事業者との契約**

複数の移動支援事業者と契約をすることはできますか？

A28 決定を受けた利用時間数の範囲内であれば複数の事業者と契約をすることができます。

Q29 ヘルパーの途中交代

1回の外出に対する支援について、ヘルパーが途中で交替することになりました。注意する点はありますか？

A29 基本的に1回の支援は、1人のヘルパーで行います。ただし、事業者の事情等により、途中交替で2人以上となる場合もあります。この場合の利用金額の計算については、平成27年4月のサービス提供分から、1人の利用者に対して複数のヘルパーが交替して支援を行った場合も、全体を1回の支援として、その合計の所要時間に応じた利用料金を算定します。

Q30 二人介護

利用者1人に対してヘルパー2人で支援をすることはできますか？

A30 利用者の障害状況や体格等から、ヘルパー1人では安全な移動が確保できないと認められる場合は、ヘルパー2名による支援を行うことができます。「8 移動支援の利用形態(3)」(P6)をご参照ください。ただし、決定を受けた利用時間数の範囲内での利用となります。

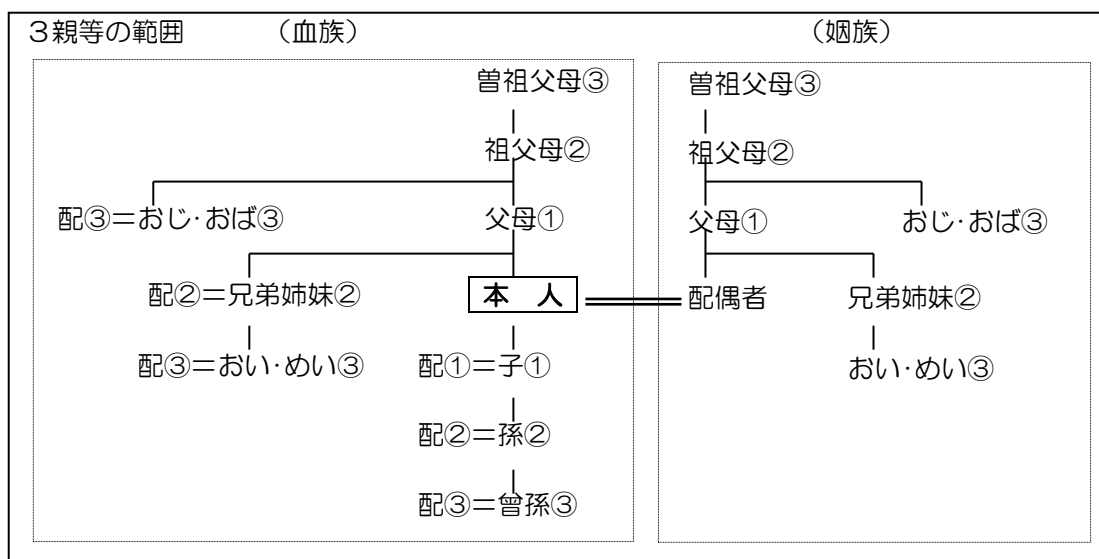
〈例〉2名のヘルパーで4時間支援をした場合

4時間×2名＝8時間で算定し、利用時間数は8時間となります。

Q31 ヘルパーの家族に対する移動支援

ヘルパーは、家族に対して支援をすることはできますか？

A31 同居家族である利用者に対しては、障害福祉サービスの居宅介護等と同様に認められません。また、別居の場合であっても、公的なサービスとして望ましい状態でないため、3親等以内の親族に対する支援は認められません。



Q32 障害者手帳を取得していない利用者に支援をする場合のヘルパーの資格要件
障害者手帳を取得していない利用者に支援をする場合のヘルパーの資格要件はありますか？

A32 障害者手帳を取得していない人も、次のいずれかに該当する場合は、移動支援を利用することができます。

- ① 発達障害の診断を受けている人
- ② 精神障害を支給事由とする年金を受けている人
- ③ 特別支援学校・特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室に通学している児童

このうち、①、②の場合については、精神障害の資格要件を適用します。「移動支援者の資格要件[別紙2]」(P28)をご参照ください。

③の場合については、本人の持つ障害等の状況により、判断します。

<例>弱視の児童 ⇒ 視覚障害の資格要件
足に麻痺のある児童 ⇒ 肢体不自由の資格要件

ただし③のうち、以下の場合については、次の区分の資格要件を適用します。

・視覚、肢体不自由以外の身体障害がある児童 ⇒ 肢体不自由の資格要件

<例>ろう学校に通学する児童、言語療法等のため特別支援学級に通級する児童

・知的又は発達障害がある児童 ⇒ 知的障害、精神障害いずれの資格要件も適用可

※ただし、利用者が身体介護無しの場合にのみ認められる資格に注意

利用料等の支払い

Q33 キャンセルした場合の利用者負担
当日、急なキャンセルをした場合は、利用者負担は発生しますか？

A33 利用料は発生しませんが、キャンセル料が発生する場合があります。事業者と利用者間の契約時の取り決めによって、異なりますのでご注意ください。また、事前のキャンセルの場合についても、キャンセル料が発生する場合がありますので、詳細については、事業者と確認をしてください。

Q34 事業者が所有する車の利用料金
事業者が所有する介護タクシーを利用した場合の料金は利用者負担になりますか？

A34 事業者が所有する介護タクシー等を利用した場合の交通費は、利用者が全額負担します。区へは請求できませんので、ご注意ください。

Q35 利用時間数等の算定方法

利用時間数や、加算額等についての算定方法を教えてください。

A35 移動支援の利用時間数は、30分単位で設定されています。

利用時間が30分未満の場合は30分（～0.5時間）の基本単価を算定し、30分以上の利用時間については、15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとした基本単価を算定します。

また、加算時間帯による加算額についても、サービス提供時間のうち、加算時間帯における利用時間数が、30分未満の場合は30分の加算単価を算定し、30分以上の利用時間については、15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとした加算単価を算定します。

このほか、1日に複数回支援を行った場合で、前後の支援の間隔が2時間未満の場合は、前後の支援時間を合わせて1回の支援として算定します。

その他**Q36 移動支援利用のための書類**

移動支援を利用する時に「障害福祉サービス受給者証」が必要ですか？

A36 移動支援を利用する場合には、「障害者福祉サービス受給者証」の代わりに「墨田区移動支援事業利用承認決定通知書」を利用者に送付します。ただし、移動支援以外のサービス※を利用する場合は「障害福祉サービス受給者証」が必要になるので、ご注意ください。

※居宅介護（ホームヘルプサービス）・共同生活援助（グループホーム）・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所（ショートステイ）・施設入所支援等

利用単価表

[別紙 1]

1 基本単価

【身体介護を伴わない場合】金額単位：円

利用時間数（時間）	基本単価
～0.5	1,700
～1.0	2,150
～1.5	3,000
～2.0	3,770
～2.5	4,540
～3.0	5,310
～3.5	6,080
～4.0	6,850
～4.5	7,620
～5.0	8,390
～5.5	9,150
～6.0	9,920
～6.5	10,690
～7.0	11,460
～7.5	12,230
～8.0	13,000

【身体介護を伴う場合】金額単位：円

利用時間数（時間）	基本単価
～0.5	2,720
～1.0	4,300
～1.5	6,260
～2.0	7,150
～2.5	8,040
～3.0	8,920
～3.5	9,810
～4.0	10,700
～4.5	11,590
～5.0	12,480
～5.5	13,370
～6.0	14,260
～6.5	15,150
～7.0	16,040
～7.5	16,930
～8.0	17,820

※利用時間が30分未満の場合は30分（～0.5時間）の基本単価を算定し、30分以上の利用時間については、15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとした基本単価を算定します。

※個別支援型・グループ支援型とも基本単価は同額です。

※1日に複数回支援を行った場合で、前後の支援の間隔が2時間未満の場合は、前後の支援時間を合わせて1回の支援として算定します。

2 加算額

※加算単価は、30分単位で設定されており、身体介護を伴わない場合も伴う場合も同額です。

※以下の場合について、基本単価とは別に加算単価が発生します。

- ① 早朝、夜間、深夜の時間帯（加算時間帯）による加算
- ② 土曜、日曜及び休日の日の加算
- ③ 1回の利用時間数が、8時間を超えた場合の加算（基本単価を算定しない）

※サービス提供時間のうち、加算時間帯における利用時間数が、30分未満の場合は30分の加算単価を算定し、30分以上の利用時間については、15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとして加算単価を算定します。

時間帯	加算単価
深夜（0～6時）	550
早朝（6～8時）	300
日中（8～18時）	0
夜間（18～22時）	300
深夜（22～24時）	550
土曜・日曜・休日	210

利用時間数	加算単価
8時間以降（超過分）	600

〈例1〉17時～18時40分 身体介護を伴う利用者に支援をした場合

基本単価（身体介護を伴う）～1.5時間 6,260円

夜間加算 30分 300円

※30分以上の利用時間は15分未満切り捨て 合計 6,560円

〈例2〉5時50分～6時 身体介護を伴う利用者に支援をした場合

基本単価（身体介護を伴う）～0.5時間 2,720円

深夜加算 30分 550円

※30分未満の利用時間は30分の単価を算定 合計 3,270円

3 利用金額

利用時間数に基本単価及び時間帯等による加算単価を乗じて、利用者の月別利用金額を算出します。

4 利用者の自己負担額

1円未満の端数が出た場合は、切り上げとします。

5 事業者から区への請求金額

利用者の月別利用金額から自己負担額を減じた金額（1円未満は切り捨て）とします。

移動支援者の資格要件

[別紙2]

修了研修名・資格名		(課程)	墨田区要件				精神障害		
			視覚障害	肢体不自由	知的障害 身体介護				
					伴わない	伴う			
介護福祉士			○	○	○	○	○		
介護保険	介護職員実務者研修		○	○	○	○	○		
	介護職員初任者研修		○	○	○	○	○		
障害者	障害者居宅介護従事者基礎研修等	居宅介護職員初任者研修		○	○	○	○	○	
		居宅介護従業者基礎研修課程				○			
		重度訪問介護従業者養成研修	基礎課程		○				
		〃	追加課程		○				
		〃	統合課程		○				
		〃	行動障害支援課程				○	○	○
		同行援護従業者養成研修	一般課程	○					
		〃	応用課程	○					
	障害者(児)移動支援従業者養成研修	行動援護従業者養成研修課程				○	○	○	
		視覚障害者移動支援従業者養成研修課程		○					
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程				○					
その他	知的障害者移動支援従業者養成研修課程				○	○			
	保健師		○	○	○	○	○		
	看護師		○	○	○	○	○		
	精神保健福祉士						○		
	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科		○						